

平成24年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成24年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年9月7日	9時29分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成24年9月7日	13時50分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	7番	鳥飼勝美	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(主幹) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長		眞島敏明	
	副町長	田代正好	こども課長		内山十郎	
	教育長	大串和人	農林環境課長		松雪靖弘	
	総務課長	小野龍雄	まちづくり推進課長		天本正弘	
	企画政策課長	木村司	会計管理者		毛利俊治	
	財政課長	城本好昭	学校教育係長		酒井智明	
	税務住民課長	天本政人	監査委員		太田博史	
	議事日程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告
日程第4	第26号議案	町長の給料の特別に関する条例の制定について
日程第5	第27号議案	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第6	第28号議案	基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正について
日程第7	第29号議案	基山町教育委員会教育委員の任命について
日程第8	第30号議案	平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）
日程第9	第31号議案	平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10	第32号議案	平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11	第33号議案	平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第12	第34号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第3号））
日程第13	第35号議案	平成23年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	第36号議案	平成23年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	第37号議案	平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	第38号議案	平成23年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	報告第3号	平成23年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
日程第18	報告第4号	教育委員会事務事業点検及び評価報告について
日程第19		決算特別委員会の設置について

～午前9時29分 開会～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成24年第3回基山町議会定例会を開会します。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤信八君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、鳥飼勝美議員と大山勝代議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（後藤信八君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より26日までの20日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第3 町政報告

○議長（後藤信八君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が町長の給料の特例に関する条例の制定について外2件、人事案件が基山町教育委員会教育委員の任命について、予算案件が平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）外3件、専決処分承認案件が専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計

補正予算（第3号））、決算承認案件が平成23年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。また、報告案件としまして平成23年度基山町財政健全化判断基準等の報告について外1件についてお願いをいたしております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、木造併用住宅に係る固定資産税の課税誤りについてでございます。

これは、昭和47年から平成9年に建築された木造併用住宅に係る固定資産税の評価において計算に誤りがあり、平成15年度から平成24年度にかけて税額約875万円を過大課税及び約8万円を過少課税していたものでございます。

誤りの原因は、3年ごとの評価替え時における評価替え算定書の作成漏れや算定ミスによるものでございます。これは、職員が制度をよく理解していなかったことや組織的なチェックが十分に機能しなかったことにより発生したものでございます。

納税者の皆様、そして町民の皆様には多大な御迷惑をおかけし、税務行政への信用を失わせる結果となったことについて、改めて心からおわびを申し上げます。

本件につきましては、7月31日から8月2日にかけて納税者の方に経過説明とおわびを申し上げますとともに、還付手続を進め、還付対象となっている納税者67人に対し、8月24日までに過年度及び現年度還付金757万8,900円、還付加算金145万2,900円の支払いを完了していただいております。

また、8月31日付で関係職員の処分を行うとともに、町の責任者である私自身の責任も明らかにするため、給料を3カ月間100分の10減給することとし、今議会に、町長の給料の特例に関する条例を提案いたしているところでございます。

今回の事案を深く反省するとともに、教訓として二度とこのようなことを繰り返さないよう再発防止策を徹底し、町民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでいく所存でございます。どうか町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、7月の梅雨前線豪雨による被害についてでございます。

7月13日から14日にかけての梅雨前線豪雨では、役場の雨量計で総雨量が280ミリメートル、1時間当たり雨量が64ミリメートル（14日午後5時46分～6時46分）を計測しました。

町では、7月13日12時51分に災害対策本部を立ち上げ、関係機関や各対策班と連携しながら対応いたしました。

また、消防団につきましては、団長以下24名が出動し、土のう作りや土のう積み、さらには危険箇所の情報収集に協力いただきました。

現在までに把握いたしております被害状況は、次のとおりでございます。

床下浸水2戸、農地被害被害報告6件、被害額900万円、農業用施設災害被害報告2件、被害額500万円、公共土木災害被害報告28件、被害額800万円、林道災害については被災箇所はありませんでした。

次に、消防関係の訓練についてでございます。

基山町消防団の夏期訓練を8月19日、基山町町営球場で行いました。ことしは各部対抗による消防操法大会を実施し、女性部についても軽可搬ポンプ操法を披露いたしました。この訓練によりポンプ操法の技術向上を図りました。

また、9月2日には、大規模な地震災害を想定した鳥栖・三養基地区消防総合訓練が基山小・中学校周辺で実施され、住宅密集地火災訓練及び建物倒壊救出訓練が行われました。

訓練では、消防隊員や消防団員、久留米広域消防救助隊、地元医師会、地元住民ら280人の参加協力を得て、非常に備えた連携活動を確認しました。

特に、救助活動訓練では、救急車両やドクターヘリも出動し、緊迫感あふれる訓練が実施され、参加者全員の防災に対する意識の高揚を図ることができました。

次に、町長地元懇談会についてでございます。

町長地元懇談会については、5月21日から6月18日にかけて、基山町内全17区の各公民館で開催いたしました。延べ549人の町民の皆様に参加していただき、多くの皆様から率直な御意見、御質問をいただきました。これらの御意見等につきましては、町政運営の参考にしたいと考えております。

なお、懇談会の内容につきましては、8月1日と9月1日の広報で町民の皆様にお知らせをいたしております。

次に、協働のまちづくりについてでございます。

地域と行政がともに取り組む「協働のまちづくり」を推進するため、地区担当職員制度を6月から始めました。この制度は、町職員を地域担当職員として各地域に配置することにより、職員自身の地域観を磨くとともに、地域と行政とのパイプ役を担うことで、地域への支援やさらなる地区の活性化を目指すものです。

現在、13区の規約改正の支援や6区での地縁団体を設立するための支援を行っているところ

ろです。

また、町民提案制度による提案は8月末現在で15件あっており、まちづくり計画の策定団体の認定については、今年度1件認定し、合計3件となっております。

次に、第25回きのくに祭りについてでございます。

第25回きのくに祭りは、イベントの一部を町民の皆さんに提案、実施していただくという新たな手法で開催することになりました。当日は、雨のため綱引き大会は中止となったものの、夕方には雨も上がり、多くの人出があり、にぎやかな中で終了することができました。

次に、地域福祉計画についてでございます。

地域福祉計画につきましては、平成23年度から平成24年度までの2カ年で策定することとしており、今年度は6月1日に開催した第3回策定委員会で基山町の状況や計画の骨子（案）について検討し、8月2日の第4回策定委員会では計画の素案について検討しました。また、計画の素案についてのパブリックコメント（住民からの意見公募）を8月27日から9月10日までで実施中でございます。

次に、健康増進対策事業についてでございます。

生活習慣病の予防や早期発見のための総合健診については、集団健診を保健センターで5月に6日間、6月に8日間行いました。受診日については、受診者の希望をとって日時を指定し、待ち時間を少なくするとともに、特定健診とがん検診を同時に実施することにより健診業務を効果的に実施することができました。

また、休日健診の実施や「託児の日」を設定し乳幼児の一時預かりを行うなど、受診率の向上に努めました。

次に、こども医療費助成事業についてでございます。

子供の医療費助成事業については、本年4月から助成対象を拡大して実施しております。新たに助成対象としました中学生の通院分の8月までの支給実績は、156件の25万6,630円となっております。

次に、環境美化運動についてでございます。

町民の皆様の協力を得て、6月3日に県下一斉ふるさと美化活動が実施されました。当日は、区ごとに道路や公園等に散乱しているごみの清掃活動が行われ、収集されたごみの量は、可燃物ごみ約6,000キログラム、缶類約300キログラム、ビン類約80キログラム、ペットボトル約20キログラム、不燃物ごみ約150キログラムなど、合計約6,550キログラムでございまし

た。

次に、親子で川の生き物調査隊事業についてでございます。

8月に鳥栖市との連携事業の一環として「親子で川の生き物調査隊～水生生物調査～」を実施しました。この調査は、川底にすむ生き物を調べることによりその川の状態を知るもので、川を守り川をよくしていこうという意識を高めることを目的としています。今年度は、小学3年から6年の児童とその保護者を対象とし、4日に基山会場で、18日には鳥栖会場で開催しました。基山会場には基山町から4組鳥栖市から6組の参加があり、鳥栖会場には基山町から2組、鳥栖市から15組の参加があり、川の水質保全について学びました。

次に、家庭用合併浄化槽設置補助事業についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付していますが、6月11日から6月23日まで申請を受け付けましたところ、21人の申し込みがあり、抽選の結果14人の方に決定しました。

家庭用合併浄化槽の設置を促進するため、抽選に漏れた方につきましても補助ができるよう、今議会で予算の増額をお願いをいたしております。

次に、住宅リフォーム緊急助成事業についてでございます。

当初及び6月補正において予算措置をお願いしました本事業については、141件の受け付けを行い、順調に事業を進めております。

なお、本事業については事業継続の要望が多かったことから、県において新たに予算措置がされました。基山町でも需要が多いことから追加要望を行っていたところ、このたび追加配分がありましたので、今議会で予算の増額をお願いしております。

次に、道路工事、公園工事、下水道工事等の発注状況につきましては、別紙のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

次に、全国学力・学習状況調査についてでございます。

全国学力・学習状況調査につきましては、県に続いて全国平均点の調査結果が公表されました。基山町においては、おおむね平均値であったものの、小学校6年生で国語の応用、中学3年生で数学の応用に課題があり、今後、一層の指導を行ってまいります。

次に、図書館等建設検討委員会についてでございます。

8月1日号の広報により検討委員会委員の公募を行い、10名の方に応募をいただきました。今後、委員の選考を行い、第1回目の検討委員会を10月初旬に開催する予定でございます。

今後、検討委員会において図書館のあり方について議論を深めてまいります。

次に、基肄城の歴史にまつわる創作劇についてでございます。

基山町の貴重な文化遺産を誇りに思い、語りつなげる子供たちを育てるため、小中学校の生徒たちによる、基肄城の歴史にまつわる創作劇に取り組んでおります。

基山の歴史と文化を語り継ぐ会など多くの町民の方々の協力を得て、6月から事前打ち合わせや実行委員会を開催し準備を進めており、現在、12月のふれあいフェスタでの披露に向け、約40人の生徒たちが練習に励んでいます。

最後に、寄附金の報告についてでございます。

基山町けやき台4丁目3番地1、勝山孝子様より、5月31日に1万円を基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

#### 日程第4～17 第26号議案～第38号議案、報告第3号

##### ○議長（後藤信八君）

日程第4. 第26号議案より日程第16. 第38号議案まで及び日程第17. 報告第3号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

##### ○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成24年第3回定例議会に付議いたします議案について、順次提案理由の説明を申し上げます。

まず、第26号議案 町長の給料の特例に関する条例の制定についてでございます。

固定資産税の課税誤りについては、町民の皆様にも多大な御迷惑をおかけいたしました。町の責任者として、このような事態を引き起こしたことを大変重く受けとめており、責任を感じているところでございます。

町の責任者としてその責任を明らかにするため、給料を3カ月間100分の10減給することといたしました。これに伴い、町長の給料の特例に関する条例を制定するものでございます。

次に、第27号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

白血病等の有効な治療法に、移植療法として骨髄移植に加え末梢血幹細胞移植が確立され、国においては、末梢血幹細胞移植を提供する場合にも休暇が取得できるよう、人事院規則が改正されたところでございます。

これに伴い、地方公務員法第24条第5項の規定により同様の措置を講じるため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第28号議案 基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正についてでございます。

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）等の趣旨を踏まえ、平時における防災会議の諮問的機関としての機能を強化するとともに、災害発生時における応急対策を効率的に実施できるよう、防災会議と災害対策本部の所掌事務を見直すため、基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第29号議案 基山町教育委員会教育委員の任命について。

教育委員の任期が平成24年10月13日までとなっており、基山町大字小倉399番地41、田口英信氏を再任したく、御提案するものでございます。

6ページに田口氏の履歴書を記載いたしております。平成16年10月より教育委員会教育委員に就任され、現在に至っております。教育委員として適任者と考え、御提案をいたしております。任期は4年間となっております。

どうぞ御審議賜り、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

次に、第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回、補正予算として2億5,884万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも55億9,276万4,000円になります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、予防接種事業についてでございます。

ポリオワクチンの予防接種の接種方法の変更に伴い、接種回数がふえたこと等により増額をお願いするものでございます。補正額は594万1,000円です。

次に、住宅リフォーム緊急助成事業についてでございます。

住宅リフォーム緊急助成事業につきましては、申し込み件数が多く、県に対し追加要望をしていたところですが、このたび要望が認められましたので、79件分の増額をお願いしております。補正額は2,038万8,000円です。

次に、農地農業用施設災害復旧一般管理費についてでございます。

7月の集中豪雨により発生した災害（農地6カ所、農業施設2カ所）に係る災害復旧工事費でございます。補正額は1,420万円です。

次に、公共土木施設災害復旧一般管理費についてでございます。

7月の集中豪雨により発生した公共土木施設の災害に係る修繕料（才の上3号線ほか12カ所）及び土砂撤去費（15カ所）でございます。補正額は749万円です。

次に、浄化槽設置整備事業についてでございます。

今回、5人槽1基分、7人槽6基分について増額をお願いしております。補正額は248万4,000円です。

次に、公民館維持管理事業についてでございます。

区公民館建設等に対する補助金の補正をお願いするものでございます。今回は11区の公民館建設に対する補助です。補正額は400万円です。

最後に、町債繰上償還事業についてでございます。

今回、平成8年度の町民会館建設及び19年度の基山小学校建設に係る民間金融機関からの借入金に対し繰上償還を行うものです。繰上償還に伴う補正額につきましては、元金に1億1,360万3,000円の増額をお願いしております。

以上、概要について申し上げましたが、内容については担当課長より補足説明をいたします。

次に、第31号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回、補正予算として1億1,882万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも22億2,344万6,000円になります。

なお、補正予算の内容は、一般被保険者療養給付費負担金の増額でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第32号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回、補正予算として1,287万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも1億9,659万1,000円になります。

なお、補正予算の内容は、保険料等納付金の増額等でございます。

内容については、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第33号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回、補正予算として2万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも4億334万9,000円になります。

なお、補正予算の内容は、繰越金及び長期債利息の額が確定したことに伴い長期債利息を減額し、繰入金を調整いたしまして、歳入歳出同額でお願いするものでございます。

次に、第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第3号））でございます。

固定資産税の課税誤りに伴う過年度分の還付に早急に対応する必要があり、一般会計予算の補正が急務であったため、平成24年7月31日付で専決処分を行ったものでございます。

第35号議案から第38号議案までは、平成23年度各会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成23年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に平成23年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計に係る主要な施策の成果の説明書を差し上げております。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

---

## 一 般 会 計

まず、平成23年度基山町一般会計決算会計に係る主要な施策の成果について、その概要を報告いたします。

### 1 決算の概要

日本経済は、1990年ごろからの景気の後退、バブル経済の崩壊、そして2008年のリーマンショックの影響を受け、「失われた20年」と呼ばれるように経済の低迷が続いています。

また、昨年3月の東日本大震災の発生に伴うサプライチェーンの毀損や電力不足といった大変厳しい供給制約に直面するとともに、欧州ソブリン危機等により国際的な金融危機に発展することが懸念され、国際金融資本市場や世界経済の回復に悪影響を及ぼしています。

ただ、日本経済の今後の欧州ソブリン危機等のリスク要因はあるものの、震災復興関連需要も公共投資、設備投資、住宅投資等の投資部門を中心として徐々に顕在化していき、緩や

かな回復経路に復していくのではないかと見込まれてもおります。

さて、平成23年度の予算執行に当たっては、厳しい財政状況の中、行政改革大綱の推進を図るとともに、行政運営上の諸課題に対する問題意識とコスト意識をさらに高め、事業の見直しを図り、必要性、優先順位、費用対効果等を十分に考慮し、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、節度ある財政運営を基本に行いました。

しかしながら、本町の平成23年度1年間の人口減少数は、ここ数年と比較しても、鈍化しましたが、少子高齢化への進行及び生産年齢人口の減少が続いています。

また、自主財源の根幹となる町税収入が4年連続して減少する中、財政需要に対応できるような財源の確保の必要性や社会保障費の増大等により、財政運営は引き続き厳しい状況となっています。

## 2 決算規模

平成23年度決算額は、歳入総額56億9,001万9,000円、歳出総額55億5,426万8,000円で、前年度決算に比べて歳入は3.4%、歳出は2.8%の減となっています。

これを前年度決算の対前年度伸び率（歳入3.6%増、歳出2.8%増）と比較すると、歳入で7.0ポイント、歳出では5.6ポイントそれぞれ減少しております。

これは、歳入では、普通財産売払収入、臨時財政対策債、地域活性化交付金等の減によるものでございます。また、歳出では、公共施設整備基金積立金、公有財産購入費や美しい森整備工事等の減によるものです。

## 3 決算収支の状況

形式収支額（歳入歳出差引額）は1億3,575万1,000円の黒字で、その内、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は形式収支額と同額の1億3,575万1,000円となっています。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額はマイナス4,334万3,000円となっていますが、実質単年度収支額は4,627万1,000円となっています。

---

実質収支の状況については次のとおりです。お目通しをいただきたいと思います。

---

過去10年間の決算収支額の推移は次のとおりです。これもお目通し願います。

---

#### 4 歳入の状況

平成23年度一般会計歳入決算額は56億9,001万9,000円で、平成22年度決算額に比べて2億318万2,000円の減になっています。

前年度と比較して増収の主なものは、地方交付税1億300万7,000円増、繰越金4,893万4,000円増となっています。

しかし、主な減収として、財産収入9,838万3,000円減、町債9,213万2,000円減、繰入金5,781万4,000円減、国庫支出金5,122万2,000円減、町税2,368万8,000円減となっています。

歳入の決算額、構成比及び伸び率は、次のとおりでございます。

---

お目通しをお願いいたします。

---

##### (1) 町税

町税の決算額は23億1,488万円で、前年度に比べて2,368万8,000円の減になっています。

減収の主なものは、個人町民税1,789万1,000円減、2.2%の減、法人町民税1,941万4,000円減、11.3%減、町民税全体では3,730万5,000円減の3.8%減になっています。

固定資産税は0.4%の減で、軽自動車税は2.8%の増となっています。

町税の収入全体に占める割合は40.7%で、町税の各税目別の決算状況は、次のとおりでございます。

---

お目通しを願います。

---

##### ① 町民税

町民税のうち個人分の決算額は7億9,683万1,000円で、前年度に比べて1,789万1,000円の減で、対前年度比は2.2%の減となっています。

個人町民税の納税義務者の構成については、次のとおりです。

---

お目通しをお願いいたします。

---

法人分の決算額は1億5,261万8,000円で、前年度に比べて1,941万4,000円の減で、対前年

度比は11.3%の減となっています。

法人町民税の均等割区分の構成は、次のとおりでございます。

---

お目通しを願います。

---

② 固定資産税

決算額は12億6万5,000円で、前年度に比べて484万7,000円の減となっています。

主な理由としては、償却資産の減に伴う課税標準額の減額によるもので、対前年度比は0.4%の減となっています。

③ 軽自動車税

決算額は3,409万4,000円で、前年度に比べて94万2,000円の増となっています。

主な理由は、登録台数の増によるものです。

④ 町たばこ税

決算額は1億3,033万6,000円で、前年度に比べて1,747万1,000円の増となっています。

町たばこ税の決算状況は、次のとおりです。

---

お目通しを願います。

---

⑤ 入湯税

決算額は93万6,000円で、前年度に比べて5万1,000円の増となっています。

町内には2施設があり、入湯税の決算状況は、次のとおりです。

---

ごらんいただきたいと思います。

---

(2) 地方譲与税

決算額は6,270万5,000円で、前年度に比べて544万2,000円の減となっています。内訳は、次のとおりでございます。

---

お目通しを願います。

---

(3) 利子割交付金

決算額は567万円で、前年度に比べて269万9,000円の減となっています。

(4) 配当割交付金

決算額は357万5,000円で、前年度に比べて55万3,000円の増となっています。

(5) 株式等譲渡所得割交付金

決算額は72万4,000円で、前年度に比べて34万3,000円の減となっています。

(6) 地方消費税交付金

決算額は1億5,554万3,000円で、前年度に比べて311万8,000円の減となっています。

(7) 自動車取得税交付金

決算額は1,004万6,000円で、前年度に比べて368万7,000円の減となっています。

(8) 地方特例交付金

決算額は1,988万3,000円で、前年度に比べて446万3,000円の減となっています。

(9) 地方交付税

決算額は12億19万5,000円で、前年度に比べて1億300万7,000円の増となっております。

---

内訳は、次のとおりです。お目通しをお願いします。

---

(10) 交通安全対策特別交付金

決算額は315万5,000円で、前年度に比べて5万6,000円の減となっています。

(11) 分担金及び負担金

決算額は8,967万5,000円で、前年度に比べて533万2,000円の増となっています。

---

分担金及び負担金の内訳は、お目通しをお願いします。

---

(12) 使用料及び手数料

決算額は9,630万6,000円で、前年度に比べて220万7,000円の増となっております。

主な理由は、ごみ収集処理手数料の増によるものです。

---

内訳は、以下のとおりでございます。

---

(13) 国庫支出金

決算額は5億976万円で、前年度に比べて5,122万3,000円の減となっています。

主な理由は、地域活性化交付金等の減によるものです。

---

国庫支出金の内訳は、次のとおりです。お目通しを願います。

---

(14) 県支出金

決算額は3億2,472万円で、前年度に比べて1,393万円の減となっています。

主な理由は、佐賀県防災情報通信設備整備事業交付金、林道及び農地農業用施設現年発生災害復旧費補助金等の減によるものでございます。

---

内訳は、お目通しを願います。

---

(15) 財産収入

決算額は7,710万2,000円で、前年度に比べて9,838万3,000円の減となっております。

主な理由は、温浴施設用地等の普通財産土地売却収入の減によるものです。

---

財産収入の内訳はごらんいただきたいと思います。

---

(16) 寄附金

決算額は380万6,000円で、前年度に比べて31万4,000円の増となっております。

(17) 繰入金

決算額は6,934万4,000円で、前年度に比べて5,781万4,000円の減となっております。

(18) 繰越金

繰越金は、前年度の剰余金です。その内訳は、純繰越金1億7,909万4,000円、繰越明許費164万1,000円となっています。

(19) 諸収入

決算額は1億1,926万2,000円で、前年度に比べて655万1,000円の減となっています。

主な理由は、後期高齢者医療療養給付費返還金等の減によるものです。

(20) 町債

決算額は4億4,293万3,000円で、前年度に比べて9,213万2,000円の減となっています。

主な理由は、臨時財政対策債の減によるものです。

○議長（後藤信八君）

町長。発言の途中ですが、まだ長時間になりますから、少し休憩を入れます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただいまから10時半まで休憩します。

～午前10時19分 休憩～

～午前10時30分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、続けます。

5の歳出の状況からでございます。

平成23年度一般会計歳出決算額は55億5,426万8,000円で、前年度に比べて1億5,819万8,000円の減となっております。

(1) 目的別歳出の状況

主な増減で、増加したものは衛生費7,772万6,000円増、民生費4,486万5,000円、土木費3,992万1,000円増で、減少したのは総務費2億7,583万6,000円減、農林水産業費6,301万7,000円の減、災害復旧費1,740万2,000円減となっています。

衛生費増の主な原因は、広域ごみ処理施設運営費負担金の増によるものです。

総務費減の要因は、公有財産購入費、公共施設整備基金積立金の減によるものです。

---

目的別歳出の決算額、構成及び伸び率は、次のとおりで、お目通しを願いたいと思います。

---

平成23年度決算額を平成24年3月31日現在の人口1万7,713人で除すれば、町民一人当たりの歳入額は約32万1,000円、歳出額は約31万4,000円となります。

分類すると、次のとおりでございます。

---

お目通しを願います。

---

## (2) 性質別歳出の状況

主な増減で、増加したものの人件費5,803万2,000円、補助費等3,771万円、扶助費3,118万1,000円増で、減少したものは投資的経費1億5,457万2,000円減、積立金1億2,523万7,000円減、物件費3,158万4,000円減となっています。

伸び率等は、次のとおりでございます。

---

お目通しを願います。

---

次に、6の主な施策の執行状況・事業説明でございます。

### (1) 議会費

#### ① 議会について

第2次議会改革により、平成23年4月執行の町議会議員一般選挙から議員定数を1減するとともに、費用弁償の廃止を行い出席旅費が削減されました。

#### ② 共済費について

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行により、議会議員年金制度が廃止、平成23年6月1日施行となり、給付に要する費用は各地方公共団体が公費で負担することとなりました。それに伴い、従前は669万2,000円負担していたものが3,478万円と増加をいたしました。

### (2) 総務費

#### ① 総合計画の中間報告及び行政評価について

総合計画、基本計画の具体的施策を分野別に検証し、第4次基山町総合計画前半（平成18年～平成22年）達成状況中間報告書を作成しました。

また、本総合計画が5年を経過し、その成果を検証する必要があることから、総合計画、基本計画中、具体的な施策の210項目について行政評価を行いました。

② 基山町のイメージキャラクター着ぐるみ製作についてでございます。

各種イベント等に基山町のPR及び地域振興のため、基山町イメージキャラクター「きやまん」の着ぐるみを作成し、基山町のPRを行いました。

③ 協働のまちづくり推進について

まちづくり基本条例が平成23年4月から施行されたことから、条例に基づくまちづくりについて情報発信、相談会の実施、まちづくりの支援及び職員の研修を実施し、協働のまちづくりの推進を図りました。第7区においては、協働のまちづくりの実施計画である「桜でつながる心の絆」をテーマに、第7区まちづくり計画が作成されました。

④ コミュニティ助成事業について

宝くじの普及広報事業として第7区、第15区、第17区が事業選択され、会議用テーブルや屋外テントの備品を整備することにより、地域コミュニティ活動の活性化が図られました。

⑤ まちづくり基金事業について

地域の課題解決やよりよい住民生活の実現に向け、創意工夫して自主的、継続的に取り組む町内のまちづくり団体の活動を支援するため、8団体へ補助金を交付しました。

⑥ 公共交通政策について

循環バスの運行において、循環バス検討委員会を5回開催し、循環バス運行の利便性の向上をいかに行うかという検討をいただき、児童送迎の運行系統からの分離等の四つの提案をいただきました。原案に基づき、平成24年度から朝8時台の増便を行うことといたしました。

⑦ 交通安全対策について

交通安全指導員による巡回指導や交通安全施設を整備し、交通事故防止に努めました。

⑧ 地籍調査について

091計画表大字園部字夜水ほか7字及び092計画大字園部字金丸ほか2字の地籍図、地籍簿を法務局へ送付し、12月には登記済み通知を受けました。今回の登記完了により、調査計画区域は全て完了いたしました。

⑨ オリジナルナンバープレートについて

鳥栖・基山連携事業による原動機付自転車オリジナルナンバープレート製作事業については、平成23年8月1日から8月31日の期間でデザイン募集を行い、応募者26名より41件の応募

募があり、9月5日に選考委員会を開催し、最優秀作品1件、優秀作品2件の選定を行いました。オリジナルナンバープレートの交付は、平成24年2月1日から行っております。

#### ⑩ 選挙について

平成23年度は県知事、県会議員、町長、町会議員及び農業委員会委員の選挙が執行されました。各選挙の投票率は、県知事選挙62.81%、県会議員選挙62.77%、町議会議員選挙67.02%でした。

なお、町長選挙及び農業委員会委員選挙につきましては、定数を超えなかったため無投票当選となりました。

#### ⑪ 経済センサス活動調査について

従来 of 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査を初めとした大規模調査が統合されて、店舗、企業等の全ての事業所が調査対象となり、経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするため、初めての経済センサス活動調査を実施しました。

#### ⑫ 監査委員費について

議会改革にあわせて平成23年度から費用弁償を廃止をいたしました。

### (3) 民生費

#### ① 社会福祉について

急速に進む少子高齢化や世帯規模の縮小化等による住民の福祉ニーズの多様化に対応していくため、地域福祉計画を策定いたしました。また、地域福祉の中核を担う基山町社会福祉協議会や地域に密着した身近な相談者として福祉計画を推進する民生選委員児童委員協議会への補助を行いました。

#### ② 障害者福祉について

障害者の自立を支援するため、個々の障害のある方の障害程度や社会活動介護者等の状況を踏まえた障害程度区分等により個別に支給決定が行われる障害者自立支援給付費と、町が利用者の状況に応じて実施する地域生活支援事業費の支出を行いました。また、重度心身障害者医療費助成や福祉タクシーの料金助成等障害者の方の負担軽減に努めました。

#### ③ 高齢者福祉について

高齢者の生活を総合相談窓口や介護予防の拠点となる基山地区包括支援センターは、平成22年度から町内の社会福祉法人内に開設され、介護予防事業や総合相談支援業務、介護予防ケアプラン作成等を行っています。ひとり暮らしや日中独居等の高齢者への事業として安否

確認を行う食の自立支援配食サービス、急病などの救急援助に対応する緊急通報システムと住みなれた地域で生活できる支援サービスに努めました。

④ 介護保険事業について

介護サービス給付等に係る経費の町分として、鳥栖地区広域市町村圏組合（鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町の1市3町で構成）の負担金の支出を行いました。

⑤ 後期高齢者医療について

後期高齢者医療給付等に係る経費の公費負担の町分として、後期高齢者医療療養給付費負担金の支出を行いました。また、保険料軽減の補填や事務費等の負担分を繰り出し、後期高齢者医療の財政安定化を図りました。

⑥ 要援護者支援について

地域の支え合い体制づくり事業として、災害時要援護者管理システムを導入しました。このシステムにより情報管理をすることで、災害時に高齢者や障害者等の要援護と家族に対する適切で素早い支援が可能となり、見守り活動ができるようになりました。

⑦ 防犯対策について

安全安心なまちづくりのために、安全なまちづくり推進委員を初め、各種団体の方々により、地域での見守り活動の推進や青色回転灯積載車による防犯パトロールを鳥栖市と連携し市町境を越えて実施しました。さらに、防犯水銀灯をLED化し、経費の削減とCO2の削減、さらには夜間の安全確保に努めました。

⑧ 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについては、平成22年度繰り越し事業としてひまわり館用地舗装工事を行い、利用者の安全と利便性の向上を図りました。

⑨ 子ども手当について

次代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で支援するため、子ども手当の支給を行いました。支給については、平成23年10月に法令が改正され、0歳から中学校修了までの子供1人につき月額1万3,000円の支給を行っていたものを、10月分以降は3歳未満が月額1万5,000円、3歳から小学校修了前が月額1万円、第3子以降は1万5,000円、中学生が月額1万円となりました。平成23年度は、受給対象児童延べ2万5,224人に子ども手当3億1,284万7,000円の支給を行いました。

⑩ 児童福祉施設への助成について

本町における児童福祉の向上及び施設の果たす役割の重要性を考慮し、社会福祉法に定められた児童福祉施設である社会福祉法人洗心和合会へ、施設の建てかえに伴う備品の購入費補助として300万を助成いたしました。

⑪ 保育所運営について

個々の発達を助長し、豊かな人間性を持った子供を育てることを保育方針として、園児が運動や遊びを通してのびのびと園生活を楽しみながら、基本的な生活習慣や態度を身につけることができるよう、年齢に応じた保育に取り組みました。今年度も一時保育事業に取り組み、24世帯26人、延べ332人の利用がありました。園庭開放も月2回実施し、39世帯61人の幼児と触れ合うことができました。

食育の取り組みとしては、園庭で野菜を栽培、収穫し、また園外で芋掘り体験を行い、給食に使用しました。園児たちは自分たちで育て収穫する楽しさ、食べる喜びを体験することができました。また、給食室備品の購入を行い、施設の環境改善を図りました。

⑫ ひとり親福祉について

ひとり親家庭等の生活安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等医療費助成を行いました。

⑬ 小規模児童遊園について

平成23年度も、小規模児童遊園については国土交通省ガイドラインに基づく遊具の点検を行い、17カ所の遊園26遊具について修繕を行いました。

(4) 衛生費

① 保健増進について

住民の健康と疾病の予防を図るため、一人一人が健康について正しい知識と習慣を身につけることが最も重要であることから、各種検診、健康相談、健康教育、訪問指導等健康づくり事業を積極的に推進するとともに、各種予防接種事業を行い、健康保持に努めました。

② 救急医療について

救急医療の一層の充実を図るため、休日救急医療事業や久留米広域小児救急医療支援事業を行いました。

③ 乳幼児について

平成23年度から乳幼児等医療助成の支給対象を小学生の通院費及び中学生の入院費まで拡大し、子供たちの健康の向上と保護者の軽減負担を図り、安心して子育てができる環境づく

りの整備に努めました。

#### ④ 保健予防について

平成22年度から開始した子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種の助成事業を、引き続き平成23年度も実施しました。また、高齢者のインフルエンザ予防接種費の自己負担を半分に引き上げ、保健予防に努めました。

#### ⑤ 狂犬病予防について

集合による狂犬病予防注射は、鳥栖市での集合注射を受けることを可能にしたことで接種の機会をふやし、狂犬病予防と犬の登録の推進に努めました。また、犬のしつけマナー教室を開催し、飼い主のモラル向上を推進しました。

#### ⑥ 環境衛生について

排水量の多い企業に対しては、事業所排水の検査と現地調査及び指導を行い、一般家庭に対しては、天ぷら油の回収や家庭用浄化槽設置に対する補助を行いました。継続して河川の上下流の公共用水域で水質検査を実施し、河川の水質保全に努めるとともに、大気汚染の状況についてはガスパックを町内4カ所に設置、観測しました。

また、産業廃棄物処分場による生活環境への影響が懸念されるため、自然環境保護用地として山林を借地し、産業廃棄物の不法搬入阻止に努めました。さらに、井戸、河川の水質調査及び周辺の土地調査、大気測定等調査を実施しました。

不法投棄につきましては、パトロールを実施し、早期発見、早期撤去を行うとともに、看板設置等の防止をし、対策を実施しました。

#### ⑦ 食育について

基山町食育推進基本計画に基づき、食を通して心身とも健全で健やかな生活が送れるよう、食生活改善推進協議会と連携して食育の普及啓発に努めました。

#### ⑧ 塵芥処理について

クリーンヒル宝満熱回収施設、リサイクル施設は順調に稼働しています。ごみ減量化のため、再利用可能な家具等はクリーンヒル宝満でリサイクルバザーを実施しました。また、家庭で不用になった贈答品等は、ふれあいフェスタで実施するリサイクルバザーへの協力をお願いし、リサイクル資源の有効活用に努めました。

生ごみ処理機購入について補助を行うとともに、電気を使わないエコな段ボールコンポストを提供し、生ごみの減量化に取り組みました。

⑨ し尿処理について

し尿及び浄化槽汚泥を三神地区汚泥再生処理センターに陸送して、適正に処理し、肥料等を精製しました。

⑩ 上水道施設について

水道水の安定供給と広域な水道整備の促進、そして利用者の軽減負担を図るため、佐賀東部水道企業団に用水負担金を交付しました。

(5) 労働費

① 勤労者福利厚生資金貸付金について

勤労者福利厚生資金を金融機関へ預託し、勤労者の生活安定と福利増進のための貸付金として低利で融資をしています。

② 勤労協活動費等助成補助金について

町内の勤労者の集まりである基山町勤労者協議会に対し、勤労者の健康増進並びに勤労意欲の向上の事業を行うための費用として補助金を交付しました。

(6) 農林水産業費

① 農業委員会について

農業経営基盤強化促進事業により、賃借権の設定を46件、12.99ヘクタール、使用貸借権の認定として32件、9.91ヘクタールを行い、農業経営の規模拡大に寄与することができました。

② 農業振興について

中山間地域等直接支払いについては、6団体、29.3ヘクタールの中山間地域において、耕作放棄の発生を防止し農業の多面的機能を発揮するため、適切な農業生産活動を行う地域の農業団体等に交付金を交付しました。

次に、農地・水・環境保全向上対策については、17地区、210.2ヘクタールの地域において、農地の良好な保全と質的向上を図る協働活動の取り組みに対し支援しました。また、向上活動では、老朽化している水路等の改修を行う取り組みに対し、1地区に新たに支援を行いました。

③ 畜産業について

農家の経営の効率化と環境保全型農業の振興のため、2件の畜産農家が家畜ふん尿処理事業を利用し取り組みました。また、死亡獣畜の搬出処理のため、1件の畜産農家が死亡獣畜

処理対策事業を利用し取り組みました。

④ 林業振興について

林道岩坪線の路面上に湧水が流れ、冬に凍結のおそれがあるため修繕を行い、林道寺谷線については、道路のアスファルト舗装81.5メートルの設置工事を行いました。

また、美しい森づくり基盤整備交付金事業で、間伐3.89ヘクタールと、作業路127メートルの開設をいたしました。

(7) 商工費

① 商工振興について

東日本大震災の被災者支援及び地域経済活性化を図るため、プレミアム商品券助成事業として佐賀県内の商工会等とともに基山町商工会が実施した、義援金つきプレミアム商品券を発行する事業に対して助成金を交付いたしました。

また、経済危機に対応するため、国のセーフティネット事業の利用が10件、中小企業小口資金利用が12件あり、町内の商工業者を支援いたしました。

さらに、企業立地を促進し産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、工場等を新設する者に対して交付する企業立地奨励金を3社に交付しました。

② 観光について

基山町イメージキャラクター「きやまん」を活用して、九州新幹線新鳥栖駅、JR博多駅、アジア太平洋フェスティバル福岡等の町内外の各種イベントに参加し、基山町の観光や町内物産のPRを行いました。平成23年度も観光協会に助成し、基山公園の維持管理やウォーキングルート看板の設置等を行い、観光客の利便性向上を図りました。また、観光スポットである基山公園の草スキー用そりが老朽化していたため、草スキー用そりを16台購入いたしました。

(8) 土木費

① 道路維持補修について

町道維持補修事業として、下基北線等で生活道路の整備を行い、補修事業として城の上1号線等の補修工事を行いました。

② 道路改良工事について

町道城戸1号線の用地買収を行い、道路改良工事に着手しました。また、高島団地内道路改良側溝整備工事を行いました。

③ 公園事業について

総合公園事業では、ため池西側の水辺広場の擁壁工事を行いました。

④ 町営住宅について

入居者の安全と利便性の向上を図るため、町営住宅の修繕を行いました。

⑤ 住宅リフォームの助成について

住宅投資による地域経済の活性化と既存住宅の性能向上を支援するため、佐賀県内の業者で住宅のリフォーム工事を行われる方に対し助成を行いました。

(9) 消防費

① 消防について

平成23年度の火災件数は、建物火災 2 件、その他の火災 1 件の合計 3 件で、被害総額は369万円となっております。

救急車の出動は508回となっております。

また、消防水利確保のため、法定耐用年数を経過した消火栓 7 基の取りかえを行っております。

(10) 教育費

① 育英基金貸し付けについて

基山町育英基金については、地域住民の方々の御理解を得て、11件、41万9,000円の寄附がありました。

② 小学校費について

平成23年度も引き続き特別支援学級に補助員を配置し、支援の必要な児童の学力と生活力向上のための指導、支援体制の充実に努めました。また、臨床心理に関しては、高度な専門知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の児童の諸問題への対応改善に努めました。

③ 中学校費について

平成23年度も特別支援学級に補助員を配置し、一人一人の障害の状況にあった支援ができるよう、支援体制の充実に努めました。また、引き続きスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の生徒の諸問題への対応改善に努めました。

生徒に広くスポーツ実践の機会を与え心身ともに健康な中学生を育成すること等を目的とした、中体連九州大会に 3 種目10名、全国大会に 2 種目 2 名が参加し、選手派遣費用を補助

しました。

#### ④ 社会教育について

生涯学習の一環としてパソコン教室や社会教育セミナーを開講し、住民の教養、趣味を高めるとともに、住民の交流の場としての推進を図りました。

青少年健全育成事業として、大分県九重山へ夏季自然体験登山（参加者小中学生37人と指導者11人）、子どもクラブ事業として佐賀県立波戸岬少年自然の家でリーダー研修（参加者小学4年～6年生が54人と指導者23人）を実施し、団体生活の中で自然との触れ合いと仲間づくり等貴重な経験をすることができました。

また、青少年育成町民会議を中心とした地域の方々の協力により通学合宿を行い、学校や学年の枠を超えて交流を図ることができました。

#### ⑤ 文化財保護について

特別史跡基肄城跡保存整備計画により、平成22年度から具体的な仕様構造の保存修理事業として水門・石垣保存修理工事に着手しており、引き続き専門家による委員会で意見を伺いながら事業推進を行いました。

平成17年度より着手してきた基山町誌編さん事業をさらに充実したものとするため、平成23年度は主に子供たち向けの基山町誌ダイジェスト版「ふるさと基山の歴史」を刊行しました。

民俗芸能保存事業として、御神幸・園部くんちに必要な用具整備等の保存・継承の補助を行うとともに、基山小学校、基山中学校で獅子組の芸能実演を行い、郷土に代々受け継がれてきた民俗文化財としての伝統芸能について、将来を担う子供たちへの啓発活動を行いました。

#### ⑥ 歴史民俗資料図書館について

平成23年度の貸し出し利用は延べ2万3,640人、貸し出し冊数は11万1,075冊でした。住民の文化の発展や多様化するニーズに応えるため、行政区域を越えて図書館を相互に利用できる広域利用貸し出しを引き続き実施し、利用者サービスの向上に努めました。

ブックスタート事業では109人の乳幼児に、小学生を対象としたセカンドブックプレゼント事業では138人の新1年生に本の手渡しを行い、図書館の利用促進と乳幼児期から小学生までの子供の読書環境整備に努め、本に親しんでもらうことができました。

また、歴史民俗資料館において、地域の協力団体との共催により町誌編さん事業成果展を

開催し、基山の歴史や文化への理解を深めてもらうことができました。

⑦ 文化振興について

年間を通して町民の方々へ文化・芸術の普及を図るため、子供の映画鑑賞会、文化講演会や演芸講演等を実施しました。

また、指定管理者制度を導入している町民会館は、4,696件、延べ人数13万3,539人の方々の利用がありました。

⑧ 保健体育について

平成23年度も区対抗スポーツ大会、町民体育大会、クロスロード・スポーツレクリエーション祭や基山ロードレース大会等を開催し、多くの住民の参加を得て健康増進と地域住民の触れ合いの振興ができました。

また、総合型地域スポーツクラブ「スポーツ大国きのくに」の発足により、いつでもどこでも誰でも継続的にスポーツを楽しめる環境づくりを行うことができました。

体育施設については、日ごろから幅広い年齢層の方々に御利用いただいております、利用実績は8,216件、延べ人数25万1,968人でした。

⑨ 学校給食について

学校給食センターにおいては、安全でおいしい給食を小中学校に1日当たり約1,600食を配食しました。

⑩ 私立幼稚園就園奨励について

幼稚園教育振興のため、幼稚園が行う保育料の減免措置に対し助成を行い、保護者の負担軽減を図りました。

(11) 災害復旧費

① 林道災害復旧について

林道災害復旧では、林道鎌浦線のアスファルト補修13.2メートルと土羽補修8メートルの修繕を行いました。

② 公共災害復旧について

豪雨による丸林集落及び一井木集落の水路の石割撤去並びに町道若松西浦線土砂撤去を行いました。

次は、国民健康保険特別会計でございます。

平成23年度基山町国民健康保険特別会計決算に係る主要な施策の成果について、その概要を報告いたします。

医療制度改革により、平成20年4月から、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行しました。これまで医療分から老人保健拠出金を出していたのにかえて、後期高齢者支援金分として区別することで、後期高齢者の医療費についての国保負担分が明確になりました。これに伴い平成20年度に国民健康保険税を改定しました。

一方、退職者医療制度の廃止によって、65歳以上の退職被保険者等は、前期高齢者として、一般被保険者になりました。ただし、経過措置として、65歳未満の退職被保険者制度の対象者は、平成26年度までは新規に適用されます。

また、平成20年度より、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するための特定健康診査および特定保健指導の実施が保険者に義務づけられました。

さて、平成23年度の決算を見てみると、全体では保険給付費が増となりましたが、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金等の増によって1億3,520万9,000円の黒字となりました。実質単年度収支は1,646万7,000円の黒字になっています。なお、保険給付については、本年度は前年度に比べ2億6,026万8,000円（21.8%）の大幅な増となりました。

被保険者数の状況及び財政の状況は、次のとおりでございます。

---

お目通しを願います。

---

平成23年度は実質単年度収支が1,646万7,000円の黒字決算となりましたが、前年度より黒字額が637万4,000円減少しています。

なお、歳入歳出の主な内訳は、次のとおりです。

---

お目通しを願います。

---

(3) 保険給付費の状況も、次のとおりです。

---

お目通しをお願いします。

1人当たりの医療の費用額もごらんいただきたいと思います。

(4) 国民健康保険税の状況は、次のとおりです。

また、国民健康保険税現年課税分の1世帯及び1人当たりの調定額も表のとおりでございます。お目通し願います。

---

全国的に国保税の収納低下が問題になっている中、現年度の徴収率はやや前年を上回りました。短期証の発行に伴う納付相談を行うなどして、滞納者との接触の機会をふやしてきた成果だと考えます。国保税は、健全な事業運営を行う上で大事な収入源の一つとして大変重要ですので、収納率の向上に今後とも努めてまいります。

(5) 保健事業の取り組み

平成20年度から特定健康診査、特定保健指導が保険者に義務づけられ、平成23年度も40歳から74歳の被保険者を対象に実施いたしました。特定健康診査につきましては個別健診が上昇し、受診率は38.5%となり、特定保健指導につきましては受診率が43.5%となりました。

---

詳細は次のとおり、お目通しをいただきたいと思います。

---

#### 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計

後期高齢者医療制度は、「老人保健制度」にかかわって創設された新しい医療制度で、平成20年4月から75歳以上と65歳以上で一定の障害がある方を対象として、県単位で全ての市町が加入する広域連合が主体となって運営しています。広域連合では、被保険者の認定や保険料額の決定、保険給付等の制度の運営を行い、町は、申請や相談等の窓口業務、保険料の徴収等を行っています。

広域連合の医療費の財源構成は、療養給付費の1割を保険料として、4割を現役世代からの後期高齢者支援金として、残りの5割を公費で賄うことになっています。

歳入の主なものは、保険料と一般会計からの繰入金で、繰入金の内訳は、保険料軽減補填分の保険基盤安定負担金、広域連合の事務費等となっています。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金で、その内訳は保険料や保険基盤安定負担金の保険料等納付金と広域連合の事務費納付金が主なものです。

被保険者数は、平成24年3月末日現在で、65歳以上74歳未満が33人、75歳以上が1,878人

の合計1,911人です。

また、平成23年度分の保険料収納率は、調定額 1 億3,162万7,100円、収納額が 1 億3,095万1,740円、還付未済額が27万2,400円で、99.28%になっています。

歳入歳出の款別内訳は、次のとおりでございます。

---

## 下 水 道 特 別 会 計

それから、下水道特別会計でございます。

平成23年度基山町下水道特別会計の決算に係る主要な施策について、その概要を報告をいたします。

毎日の暮らしから出る汚水を集め、処理し、きれいにして流す下水道は、快適な生活に欠かせない公共施設です。さらに、水辺の環境を良好な状態に保つためにも、下水道は重要な役割を果たしています。

本町公共下水道は平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めていますが、平成23年度末での整備状況は、事業認可区域255.8ヘクタールに対し、下水道整備済み区域は255.8ヘクタールで、認可区域内の100%の整備率となり、全体計画の554ヘクタールに対しては、46.17%の整備率となっています。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は、公共下水道が67.71%、汚水処理施設が7.62%、合計で75.33%となっています。

整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は、公共下水道が93.34%、汚水処理施設が100%、合計で94.56%となっています。

平成23年度決算額は、歳入総額 3 億8,816万7,000円、歳出総額 3 億7,461万4,000円で、実質収支額は1,355万3,000円となっています。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額はマイナス442万3,000円となっています。

### 1. 歳入

歳入決算額を前年度と比較すると、2 億4,021万7,000円の減となっています。主な要因は、国庫補助金、繰入金、そして町債の減によるものです。

#### (1) 分担金及び負担金

決算額は875万5,000円で、前年度に比べて103万6,000円の増となっております。主な要因

は、賦課対象面積の増加によるものです。

公共下水道受益者負担金の調定・収納状況は、次のとおりです。

---

お目通しを願います。

---

それから、年度別調定収納状況も、次のとおりとなっております。

(2) 使用料及び手数料

公共下水道使用料現年度分は、調定件数2万1,737件、調定額1億4,031万9,000円、収納率99.77%となっております。また、汚水処理施設使用料現年度分は、調定件数3,219件、調定額1,646万2,000円、収納率99.56%となっております。

公共下水道使用料と汚水処理施設使用料の収納状況は、次のとおりでございます。

---

お目通しをお願いいたします。

---

(3) 国庫支出金

公共下水道事業国庫補助金は4,200万円で、前年度に比べて1億2,012万円の減となっております。

(4) 繰入金

決算額は1億1,382万4,000円で、前年度に比べて1,472万3,000円の減となっております。繰入金の内訳は、基金繰入金638万9,000円、一般会計繰入金1億743万5,000円で、それぞれ前年度に比べて1,052万9,000円の減、419万4,000円の減となっております。

(5) 諸収入

決算額は423万5,000円で、その内訳は、確定申告による消費税の還付金423万5,000円となっております。

(6) 町債

決算額は4,450万円で、前年度に比べて1億760万円の減となっております。

2. 歳出

歳出決算額を前年度と比較すると、2億3,579万4,000円の減となっております。主な要因は、工事請負費の減によるものです。

(1) 総務費

日本下水道協会負担金等を支出いたしました。

(2) 公共下水道事業について

汚水幹線築造工事ほか7件の公共下水道工事を施工しました。工事は東脇田、八辺地区ほか3.5ヘクタールを施工しました。

前年度に工事が完了した第11区の北高島団地地区21ヘクタールを4月1日より供用開始しました。

けやき台ときやまニュータウンの処理場を維持管理し、汚水を処理しました。

また、一部を宝満川流域下水道処理場に送り、処理をいたしました。

(3) 汚水処理施設事業について

きやま台と本桜汚水処理施設を維持管理し、公共下水道事業認可区域外の汚水を処理しました。また、下水道基金には1万2,000円積み立てました。

(4) 公債費

決算額は1億829万1,000円で、前年度に比べて1,611万5,000円の増となっております。

---

以上でございます。以上が決算関係でございます。

決算の詳細については、会計管理者より補足説明をいたします。

次に、報告第3号 平成23年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表することとなっております。今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の調査については、8月10日に基山町監査委員に依頼し、8月23日に平成23年度財政健全化審査意見書を提出していただきました。

今回、その写しを付して報告させていただいております。

内容につきましては、健全化判断比率については、基山町は実質赤字比率、これは赤字なしということ、それから、連結実質赤字比率も赤字なしということです。それから、実質公債費比率は14.9%、将来負担比率は64.0%となっております。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

ここで、11時30分まで休憩します。

～午前11時23分 休憩～

～午前11時30分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の補足説明を求めます。

第27号議案の補足説明を求めます。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

第27号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

この内容については、町長のほうより提案理由の説明があつたとおりですけれども、第24条第3号の条文中、「又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹」に対して提供する場合は、特別な措置がないと提供が行われぬという性格のものではないことから、特別休暇の対象とはいたしておりません。この場合においては事前の検査は年次休暇となります。

以上、補足説明をさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

次に、第28号議案の補足説明を求めます。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

第28号議案 基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

東日本大震災を受けまして、災害対策基本法の見直しが今回行われております。

改正前の災害対策基本法においては、地方防災会議の所掌事務としては、地域防災計画の作成及びその実施の推進等のほか、災害が発生した場合に防災に関する情報を収集すること及び非常災害に際し緊急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進することが所掌事務とされておりました。

これに対して、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、地方防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、市町村に設置される災害対策本部において一元化にそれらの事

務を行うことが効率的であると考えられることから、地方防災会議と防災対策本部の所掌事務について、今回見直しの明確化を行ったものであります。

地方防災会議については、防災に関する重要事項の審議について所掌事務として規定されていなかったが、今回防災に関する諮問的機関として機能を強化する観点から、所掌事務としてこれを追加し、あわせて多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を地方防災会議の委員に選任できることとしたものであります。

このことを踏まえ、基山町防災会議条例の一部改正を行うものです。

新旧対照表の2ページをお願いしたいと思います。

まず、各条文中の「各号」とあるのは、今後改正があるたびに修正を行ってまいります。ただし、その中のいずれかの場合となる場合には、使用を行います。

次に、改正前の第2条第2号につきましては、災害対策基本法第23条第4項第1号で条文化されたため、所掌事務より除くものであります。

次に、改正後の第2条第2号と第3号を新たに追加し、改正前の3号を第4号に、「前2号」を「前各号」を改めるものでございます。

次に、第3条第5項第10号を新たに追加し、6項で委員数を18人から3名増の「21人以内」とするものであります。

これにつきましては、「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者」ということの解釈として、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや女性、高齢者、障害団体等の代表者等を想定いたしております。今回、3名の増につきましては、基山町の中では大学教授、それから女性代表、高齢者の代表者ということで3名の増を考えております。

次に、第7項は、改正前の第9条を第10条に改めるものです。

次に、基山町の災害対策本部条例の一部改正についてでございますが、この条文につきましては、旧災害対策基本法では、災害対策本部については都道府県または市町村の地域について、県と町の災害対策本部を基本法第23条でひとくくりに扱っておりましたが、今回の改正では、県を第23条で、市町村対策本部を第23条2の第8項において「市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める」と明文化をされておりますので、今回、条文を整理させていただいております。

以上でございます。よろしく御審議賜り、御議決いただくよう、よろしくお願ひいたしま

す。

済みません。それから、議案書のほうに戻っていただきまして、附則の方で扱っております、今回、3名の委嘱者に対しまして増をお願いしておりますけれども、現任期が平成25年3月31日までとなっておりますので、附則でその任期にあわせてお願いするようにいたしております。以上です。

**○議長（後藤信八君）**

次に、第30号議案の補足説明を求めます。城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

それでは、第30号議案 平成24年度一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の7ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに2億5,884万9,000円の追加をお願いし、総額を55億9,276万4,000円とするものでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に9款の地方交付税を2億7,945万5,000円、14款の県支出金を2,711万4,000円、18款の繰越金を1億2,075万円増額し、17款の繰入金のうち基金繰入金を1億9,666万6,000円減額し、財源調整を図っております。

同じく10ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款 総務費7,886万1,000円、8款 土木費2,499万円、11款 災害復旧費2,193万1,000円、12款 公債費1億779万6,000円などを増額し、14款 予備費を30万2,000円増額することで財源調整を図っております。

12ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

臨時財政対策債として3,871万5,000円を増額し、3億1,561万円から3億5,432万5,000円への変更をお願いいたしております。

それでは、補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款の町税でございます。3ページから5ページまでの町民税、固定資産税、軽自動車税

につきましては、徴収率を97%から98%へ引き上げ算定をしておりますが、調定額等の増減によりまして、それぞれ町民税の個人分609万3,000円の減額、法人分88万1,000円の増額、固定資産税が2,297万7,000円の減額、軽自動車税が66万5,000円の増額をお願いいたしております。

7ページをお願いいたします。

2款. 地方譲与税及び8ページの8款. 地方特例交付金につきましては、交付決定によりましてそれぞれ1,000円の増額と79万1,000円の減額をお願いいたしております。

9ページをお願いいたします。

9款. 地方交付税でございます。今回、額の確定によりまして普通交付税に2億7,945万5,000円の追加をお願いいたしております。これによりまして、普通交付税の総額が10億355万2,000円となっております。普通交付税につきましては、昨年度に比較して7,164万7,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、基準財政需要額のうち単位費用の減等によりまして、道路橋梁費、高齢者福祉費、地域振興費などが減になっております。

10ページをお願いいたします。

11款. 分担金及び負担金でございます。1項. 分担金、1目. 農林水産業費分担金、1節. 農業費分担金でございます。農地、農業用施設災害復旧分担金として672万5,000円を新しくお願いいたしております。これは本年の7月13、14日の豪雨によります農地、農業用施設災害復旧事業の受益者負担金でございます。

11ページをお願いいたします。

2項. 負担金、1目. 民生費負担金、2節. 児童福祉費負担金でございます。保育料として現年分506万1,000円、過年分78万2,000円の追加をお願いいたしております。これは現年度分につきましては、園児の見込み数の増によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

12款. 使用料及び手数料でございます。1項. 使用料、4目. 土木使用料、1節. 道路使用料でございます。占用料に14万5,000円の追加をお願いいたしております。これは弥生が丘の温浴施設建設のための道路占用料でございます。

13ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金でございます。1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 児童福祉費負担金の保育所運営費負担金に89万円の減額をお願いいたしております。これは運

営費から差し引く保育料徴収基準額の増額による運営費負担金の減額でございます。

次の過年度分につきましては、過年度の精算金でございます。

2節. 社会福祉費負担金でございます。障害者自立支援給付費負担金に1,275万3,000円の減額をお願いいたしております。これは障害者自立支援法等の改正にあわせ、従来の障害者自立支援給付費負担金を自立支援法対象分である従来の障害者自立支援給付費負担金と児童福祉法対象分の障害者通所給付費負担金とに区分し直して追加と減額をお願いするものです。

障害者自立支援給付費負担金過年度分として465万3,000円の追加をお願いいたしておりますけれども、これは精算分でございます。

14ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金でございます。次世代育成支援対策交付金に487万1,000円の減額をお願いいたしております。これは従来交付金対象事業であったものの一部が、税の年少扶養控除の廃止による地方増収分の振り替えとして交付対象外となったもので、一般財源されたことのために減額をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

14款. 県支出金でございます。1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、1節. 児童福祉費負担金及び2節. 社会福祉費負担金に追加減額をお願いいたしております。それぞれ国庫支出金で説明申し上げた理由によりましてでございますけれども、補助率につきましてはそれぞれ国庫支出金が2分の1、県支出金が4分の1となっております。

17ページをお願いいたします。

2項. 県支出金、2目. 民生費県補助金、2節. 児童福祉費補助金でございます。特別支援保育事業補助金として新しく22万2,000円をお願いいたしております。これは県の補助事業で、障害児を保育する認可外保育施設に対して補助を交付するもので、補助率2分の1でございます。

3目. 衛生費県補助金、2節. 環境衛生費補助金でございます。浄化槽設置整備事業補助金に82万8,000円の追加をお願いいたしております。7人槽6基分を予定いたしております。

4目. 農林水産業費県補助金、1節. 農業費補助金でございます。佐賀県戸別所得補償経営安定推進事業補助金として、新しく30万円をお願いいたしております。これは地域農業のあり方を定める人・農地プラン作成事業への補助でございます。

5目. 土木費県補助金、7節. 住宅費補助金でございます。住宅リフォーム緊急助成事業補助金に1,627万6,000円の追加をお願いいたしております。79件分を予定をいたしております。

8目. 災害復旧県補助金、1節. 農林水産施設災害復旧補助金でございます。農地、農業用施設現年発生災害復旧補助金に747万5,000円の追加をお願いいたしております。これは分担金のところで説明申し上げましたけれども、7月の豪雨災害の復旧工事に対するものでございます。農地に対するものが6件で補助率50%、農業用施設に対するものが2件で補助率65%でございます。

18ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、3項. 委託金、1目. 総務費委託金、1節. 総務管理費委託金でございます。権限移譲委託金に11万9,000円の追加をお願いいたしております。これは交付決定による増額でございます。

続きまして、6目. 民生費委託金、1節. 社会福祉費委託金でございます。障害者の実態及び福祉ニーズ調査委託金として、新しく1万6,000円をお願いいたしております。これは県が平成26年度から35年度までの新しい障害者プランを作成するための障害者ニーズ等の調査のための委託金でございます。

19ページをお願いいたします。

福祉振興基金利子に192万1,000円の追加をお願いをいたしております。これは福祉振興基金の23年度末2億1,984万3,000円の残額がありましたけれども、このうちの2億円を国債購入ということで運用をしておりますので、その利息分の増額でございます。

20ページをお願いいたします。

16款1項. 寄附金、1目. 教育費寄附金、4節. 育英資金寄附金でございます。育英資金寄附金に9,000円の追加をお願いいたしております。

21ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、1目. 減債基金繰入金、1節. 減債基金繰入金に8,733万4,000円の追加をお願いいたしております。これは今回、起債の繰上償還をお願いいたしておりますので、その財源とするものでございます。

次の2目の財政調整基金繰入金と3目の公共施設整備基金繰入金にそれぞれ1億900万円と1億7,500万円の更正をお願いいたし、財源調整を図っております。

22ページをお願いいたします。

2項. 特別会計繰入金、2目. 後期高齢者医療特別会計繰入金及び国民健康保険特別会計繰入金に1万円と46万5,000円の追加をお願いいたしております。これは23年度にそれぞれの会計へ一般会計へ繰り出しをしておりましたけれども、その繰り出しの精算分の返還金でございます。

23ページをお願いいたします。

18款. 繰越金でございます。今回、23年度の余剰金として1億2,075万円の追加をお願いし、総額が1億3,575万円となりました。

24ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、4項. 受託事業収入、4目. 民生費受託事業収入、3節. 介護保険受託事業収入でございます。介護保険組合受託事業収入に1,551万3,000円の更生をお願いいたしております。これは介護保険組合からの受託事業のうち、当初金額の基礎として算定をしておりました包括的支援事業が、町を通さず直接組合が実施をするために、受託金額からの減額をお願いするものでございます。

25ページをお願いいたします。

5項3目2節の雑入でございます。1段目、2段目の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金過年度返還金は、23年度分の精算金でございます。4段目の鳥栖三養基地区障害程度区分認定審査会運営費負担金過年度返還金についても、23年度の精算金でございます。

26ページをお願いいたします。

20款、1項. 町債、4目、1節臨時財政対策債でございます。3,871万5,000円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、議案書の第2表で説明申し上げたとおりでございますけれども、地方交付税の確定に伴う増額でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。

27ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項、2目. 文書管理費でございます。14節. 使用料及び賃借料に例規データベース使用料として152万3,000円の追加をお願いいたしております。これは例規集の追録データの更新料でございますが、条例等の改正件数の増によるものでございます。

5目. 財産管理費でございます。13節の委託料に新しく庁舎周辺外壁診断委託料として71

万円の追加をお願いいたしております。これは庁舎と町民会館の間のカルチャーパークの壁面タイルの浮き等を調査するものでございます。

28ページをお願いいたします。

9目．減債基金費でございます。25節．積立金に減債基金積立金として7,000万円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、地方財政法の第7条第1項の規定により、決算により余剰金の2分の1以上を積み立てることとなっておりますので、歳入のところで説明申し上げましたとおり、繰越金の合計額が1億3,575万円となっておりますので、2分の1を算定しますと6,787万5,000円となり、7,000万円の積み立てをお願いいたしております。

14目．防災諸費でございます。11節．修繕料に46万7,000円の追加をお願いいたしております。これは7区の野口公民館の防災行政無線の修繕料でございます。

29ページをお願いいたします。

2項．徴税費、2目．賦課徴収費でございます。23節の償還金利子及び割引料に還付金として400万4,000円、還付加算金として23万5,000円の追加をお願いいたしております。これは過去の実績によりまして、年間見込額を算定し、不足額を算定いたしております。

32ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費でございます。20節．扶助費に重度心身障害者福祉年金に16万8,000円の追加をお願いいたしております。これは受給者増によるものでございます。

2目．老人福祉費でございます。8節．報償費に金婚者記念品として2万円の追加をお願いいたしております。これも対象者の増によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費でございます。19節に新しく特別支援保育事業補助金として89万円をお願いいたしております。これは歳入でも申し上げましたけれども、障害児を保育する保育施設に対して補助金を交付するものでございます。町内の保育園それぞれ1人分で2名分を見込んでおります。失礼しました。町内の認可保育園、認可外保育園にそれぞれ1人ずつの2名分を見込んでおります。

同じく19節．特別支援学級放課後児童健全育成事業負担金として、76万1,000円をお願いいたしております。大和及び中原特別支援学校への負担金でございます。

20節. 扶助費でございます。たんぼぼ保育園運営費に416万4,000円の追加をお願いいたしております。これは入所人員の増によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、2目予防費でございます。13節. 委託料に各種予防接種委託料に594万1,000円の追加をお願いいたしております。これはポリオの定期接種ワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンへの変更に伴うもので、個別の予防接種となりますので、予防接種委託料のうち集団接種分から減額をし、個別接種分に増額をいたしております。

3目. 環境衛生費でございます。19節. 負担金補助金に浄化槽設置整備事業補助金として248万4,000円の追加をお願いいたしております。7人槽6基分と5人槽1基分を予定いたしております。

36ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に農業振興費補助金として54万2,000円の追加をお願いいたしております。これは基山町農業生産基盤整備事業分でございます。

38ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に町商工会補助金として3万2,000円の追加をお願いいたしております。これは町商工会女性部全国大会出場に対する補助金でございます。

#### ○議長（後藤信八君）

補足説明の途中でございますが、ここで1時まで休憩します。

～午後0時00分 休憩～

～午後1時00分 再開～

#### ○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

引き続き、補足説明を求めます。城本財政課長。

#### ○財政課長（城本好昭君）

事項別明細書の39ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。15節. 工事請負費に合計で600万円をお願いいたしております。これは町道舗装補修工事が200万円で、高島3号

線ほか2線、町道維持補修工事につきましては400万円で下基北線ほか1線を計画いたしております。

42ページをお願いいたします。

8款5項. 住宅費、1目. 住宅管理費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に住宅リフォーム緊急助成事業補助金として1,975万円の追加をお願いいたしております。歳入で申し上げましたとおり、79件分を予定いたしております。

46ページをお願いいたします。

10款. 教育費、3項. 中学校費、1目. 学校管理費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に生徒派遣費補助金として19万9,000円の追加をお願いいたしております。中体連の九州、全国大会出場の実績による増額でございます。

47ページをお願いいたします。

10款4項. 社会教育費、2目. 公民館費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に区公民館建設等に関する補助金として400万円の追加をお願いいたしております。11区公民館建て替えに対する補助金でございます。

49ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、1目. 農地、農業用施設現年発生災害復旧費でございます。15節. 工事請負費に農地、農業用施設災害復旧工事として、1,420万円の追加をお願いいたしております。これは7月の豪雨災害の復旧に伴うもので、農地6カ所、農業用施設2カ所を予定いたしております。

50ページをお願いいたします。

11款2項. 公共土木施設災害復旧費、1目. 公共土木施設現年発生災害復旧費でございます。11節. 需用費に修繕料として577万円の追加をお願いいたしております。これも7月の豪雨災害によるもので、13カ所を予定いたしております。

また、12節にも7月の豪雨災害によるもので、公共土木施設災害土砂等撤去手数料として172万円の追加をお願いいたしております。11カ所の撤去手数料となっております。

51ページをお願いいたします。

12款1項. 公債費、1目. 元金でございます。23節. 償還金利子及び割引料に長期債元金として1億1,390万4,000円の追加をお願いいたしております。これは起債の繰上償還に伴うもの及び財政融資資金の一部利率の見直しによるもので、繰上償還につきましては民間金融

機関からの借り入れしておりますうちから、利率の高いもの2本を繰上償還を行いたいと考えております。

同じく2目の長期債利子につきましては、繰上償還及び財政融資資金の一部利率見直しによる利子の減分610万8,000円をお願いいたしております。

53ページをお願いいたします。

14款1項1目、予備費でございます。今回、予備費に30万2,000円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただきました。

以上で一般会計補正予算（第4号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（後藤信八君）

次に、第31号議案の補足説明を求めます。眞島健康福祉課長。

#### ○健康福祉課長（眞島敏明君）

それでは、第31号議案の平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

主なものにつきまして御説明をいたします。

国民健康保険特別会計の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税については、1節から3節までは国民健康保険税の当初賦課額が確定をいたしましたので、1,458万1,000円の更正をお願いいたしております。

次に、1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても1款1項1目と同様で、1節から3節まで国民健康保険税の当初賦課額が確定をいたしましたので、555万5,000円の更生をお願いいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

3款1項1目の療養給付費等負担金の1節の現年度分でございます。療養給付費負担金につきましては、歳出2款の一般被保険者の保険給付費と高額療養費の増をお願いしておりますが、それに伴いまして国庫負担金が増となりますので、662万3,000円の追加をお願いいたしております。それと、介護納付金負担金分につきましては、歳出のほうの介護納付金が平成24年度分の額が概算で確定をいたしましたので、それに伴いまして163万1,000円の更正

をお願いをいたしております。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者支援金が平成24年度分の額が概算で確定をいたしましたので、それに伴いまして426万4,000円の更正をお願いをいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

3款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の普通調整交付金につきましては、歳出2款の一般被保険者の保険給付費と高額療養費の補正をお願いしており、それに伴いまして522万4,000円の追加をお願いをいたしております。

次に、2節の特別調整交付金につきましては、その他特別枠の増に伴いまして、その分で4,000万円の追加をお願いをいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

4款1項1目の療養給付費等交付金でございます。1節の現年度分の退職被保険者等療養給付費等交付金につきましては、これも歳出2款で退職者等保険給付費と高額療養費の補正をお願いしており、それに伴いまして1,457万1,000円の追加をお願いをいたしております。

次の2節の過年度分でございます。これにつきましては、過年度精算が確定いたしましたので、1,070万9,000円の追加をお願いをいたしております。

次に、8ページをお願いいたします。

6款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の一種交付金につきましては、歳出2款の一般被保険者の保険給付費と高額療養費の増に伴いまして、その分1,720万2,000円の追加をお願いをいたしております。

次の2節の二種交付金につきましては、医療費適正化事業の実績によりまして573万5,000円の追加をお願いをいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

9款2項1目の基金繰入金でございます。1節の財政調整基金繰入金につきましては、平成23年度の繰越金が確定をいたしましたので、それに伴いまして4,999万9,000円の更正をお願いをいたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

10款1項2目のその他繰越金でございます。1節のその他繰越金につきましては、平成23年度分の決算が確定をいたしましたので、9,520万8,000円の追加をお願いをいたしまして、繰越金

の総額が1億3,520万8,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

これも主なものについて御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

1款1項3目13節の委託料でございます。これにつきましては、レセプト点検業務委託料が確定をいたしましたので、38万5,000円の更正をお願いいたしております。

次に、15ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございます。19節の一般被保険者療養給付費負担金につきましては、平成23年度決算額の5%増額ということで、これからの療養給付費を計算いたしまして、3,651万8,000円の追加をお願いいたしております。

次に、2款1項2目の退職被保険者等療養給付費でございます。19節の退職被保険者等療養給付費関係につきましても1目と同様で、平成23年度決算額の15%増額ということで、これからの療養給付費を計算いたしまして、575万7,000円の追加をお願いいたしております。

次に、16ページをお願いいたします。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございます。19節の一般被保険者高額療養費補助金につきましては、一般被保険者療養給付費の平成23年決算額の5%増額ということで、これからの療養給付費を計算をいたしまして、2,879万4,000円の追加をお願いいたしております。

次に、2目の退職被保険者等高額療養費でございます。19節の退職被保険者等高額療養費補助金につきましても1目と同様で、退職被保険者等療養給付費の平成23年度決算額の15%増額ということで、これからの療養給付費を計算をいたしまして、600万3,000円の追加をお願いいたしております。

次に、22ページをお願いいたします。

8款2項1目の保健衛生普及費でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、24年度は佐賀県保健指導支援ステーション事業負担金がありませんので、9万4,000円の更正をお願いをいたしております。

次に、23ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の財政調整基金積立金に3,000万円の追加をお願いいたしております。現在、基金額は6,425万8,000円で、今回積み立てますと9,

425万8,000円になるということでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

2目の償還金でございます。23節の償還金利息及び割引料の償還金利息及び割引料に1,199万2,000円の追加をお願いいたしております。内容につきましては、平成23年度の療養給付費負担金と出産育児一時金の精算が確定をいたしましたので、その分の返納金でございます。ちなみに23年度に産まれた子供は、国保の被保険者で8名ございました。

次に、26ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございます。今回、財源調整のため103万5,000円の更正をお願いいたしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

#### ○議長（後藤信八君）

次に、第32号議案の補足説明を求めます。眞島健康福祉課長。

#### ○健康福祉課長（眞島敏明君）

それでは、第32号議案の平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明をいたします。

これも主なものについて御説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1款1項1目の特別徴収保険料でございます。1節の現年度分につきましては、当初県の広域連合が算定した額で予算計上をしておりましたが、24年度分の賦課が確定をいたしましたので、667万7,000円の追加をお願いいたしております。

次に、2目の普通徴収保険料でございます。1節の現年度分につきましては、1目と同様に24年度の賦課が確定をいたしましたので、319万8,000円の追加をお願いいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

5款1項1目の繰越金でございます。1節の繰越金につきましては、平成23年度決算の歳入歳出差引残高が確定をいたしましたので、274万6,000円の追加をお願いいたしております。

続きまして、歳出でございます。

5ページをお願いいたします。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節の負担金補助及び交付金の保険料等納付金につきましては、県の広域連合が算定しました額で予算計上をしておりますけれども、24年度分の賦課が確定をいたしました関係で、1,286万4,000円の追加をお願いをいたしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○議長（後藤信八君）**

以上で各課長の補足説明が終わりましたので、次に、平成23年度各会計の決算についての補足説明を求めます。毛利会計管理者。（「下水道」と呼ぶ者あり）いや、下水道はもう補足ありません。補足はありません。

**○会計管理者（毛利俊治君）**

それでは、平成23年度一般会計及び国民健康保険・後期高齢者医療・下水道の各特別会計の決算に係る補足説明を行います。

平成23年度一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調整し、一般会計及び特別会計の証書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出をしております。

町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、これらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。

平成23年度各会計の決算を議会の認定に付するため、第35号議案 平成23年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第38号議案 平成23年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、決算に関する主要な施策の成果説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して提出をしております。

また、決算説明資料を決算認定関係資料として提出をしております。

決算に関する主要な施策の成果説明書につきましては、先ほど町長が詳しく報告をいたしましたので省かせていただきまして、実質収支に関する調書、財産に関する調書について御説明をいたします。

実質収支に関する調書の資料をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、資料の1ページでございます。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額56億9,001万9,000円、歳出総額55億5,426万8,000円で、歳入歳出差し引き額が1億3,575万1,000円となっております。平成23年度につきましては翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は差し引き額と同額の1億3,575万1,000円となっております。

2ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計につきましては、実質収支額は1億3,520万9,000円となっております。

続いて、3ページでございます。

後期高齢者医療特別会計の実質収支額は274万8,000円となっております。

4ページをお願いいたします。

下水道特別会計につきましては、実質収支額が1,355万3,000円となっております。

次に、財産に関する調書について、引き続き御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

公有財産の土地及び建物の行政財産につきましては、国土調査の成果による修正と財産の区分変更による増減とともに、決算年度中の土地の増減があり、その主なものについて御説明をいたします。

まず、公共用財産の公衆用道路6,538.27平方メートルの増につきましては、町道等の寄附や普通財産から行政財産への財産区分の変更及び町道城戸1号線道路改良に伴います買収による増等でございます。

次に、都市公園の1,904平方メートルの減及び農業用施設1,914平方メートルの増につきましては、都市公園の黒谷緑地の畦畔部分の1,904平方メートルを農業用施設用地に修正変更したものでございます。

その他の公共用財産1,379平方メートルの減につきましては、12区公民館用地及び第1部消防格納庫用地として12区地縁団体に譲与するため、普通財産へ財産区分の変更を行ったための減でございます。

次に、普通財産の土地4,932.53平方メートルの減につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公共用財産の公衆用道路への財産区分の変更や12区地縁団体への土地の譲与等によるものでございます。

また、建物の256.17平方メートルの減につきましては、平成22年度の財産区分の変更を行った建物があり、その決算報告の際に、普通財産の建物を減とすべき面積を減じておりませんでしたので、その調整を23年度にさせていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。

山林についてでございます。山林の決算年度中の増減面積57万9,695.6平方メートルの増及び立木の推定蓄積量3万1,980.79立方メートルの増につきましては、町の財産台帳を平成23年度にデータ化し整備した結果、本表に計上すべき山林の面積が一致しておりませんでしたので、今回整理をしたため、大幅な数値の異動がっております。

次に、(3)の出資による権利についてでございます。

調書の中で、決算年度中に減になったものが3件ございますので、その内容について御説明いたします。

佐賀県労働者福祉基金協会出捐金の206万円の減につきましては、平成23年10月1日に同協会が解散し、残余財産を佐賀県労働者福祉協議会へ寄附されたことに伴いまして、全額の減でございます。

次に、佐賀県国際交流協会出捐金の7万1,000円の減につきましては、佐賀県の補助金休止に伴い、収入不足を補うため、基本財産を取り崩したことによる減でございます。

次の佐賀県臓器バンク出捐金の2万2,000円の減につきましては、基本財産を取り崩したことによるものでございます。

次に、7ページと8ページをごらんいただきたいと思います。

物品関係でございます。物品につきましては、50万円以上の物品について計上いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、基金関係の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

一般会計の財政調整基金の8,961万4,000円の増につきましては、8,954万7,000円の積み立てと利子の積み立てによるものでございます。

減債基金の9,005万4,000円の増につきましては、1億4,000万円及び利子の積み立てから5,000万円の繰り入れを減額したものでございます。

公共施設整備基金の7,316万2,000円につきましては、7,248万2,000円の積み立てと68万円の利子の積み立てによるものでございます。

次に、10ページから18ページまでにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけさせていただいております。

決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、会計別決算総括表、款別決算額比較表、その他決算説明資料を提出しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、平成23年度各会計の決算についての補足説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議を賜り、認定いただきますようお願いいたします。

#### ○議長（後藤信八君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

#### ○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

平成23年度の決算審査の報告をいたします。

まず、審査の対象ですが、平成23年度基山町の一般会計と三つの特別会計の四つの会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書を審査しました。

それから、調書といたしましては、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査しております。

審査の期間ですが、平成24年7月23日から8月3日まで、河野監査委員とともに審査をしております。

次に、審査の方法ですが、四つの会計の決算書及びその附属書類が、法令に準拠した様式によって作成されているか、決算の計数は正確か、予算の執行は適正になされているか等につきまして、関係諸帳簿及び証拠書類により照合確認し、関係する職員から説明を聞くとともに、定期監査、例月出納検査の結果も参考にして、審査を実施いたしました。

次に、審査の結果ですが、四つの会計の決算書及びその附属書類は、いずれも法令に規定された様式に準拠しており、かつ、決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であるものと認めました。

また、予算の執行につきましては、全般的に適正な事務処理がなされ、おおむね良好な執行状況であると認めました。

以上が決算審査の報告ですが、引き続きまして、審査意見書に書いていることのうち、ポイントの部分だけ補足説明をさせていただきます。

審査意見書では、財政運営の健全性について意見を述べさせていただいております。細かいことも書いてはいるんですが、総評を審査意見書の46ページ、47ページに、結びとして5

項目に絞って書いております。これの補足説明をさせていただきます。

まず、一般会計についてですが、一般会計の予算の執行につきましては、歳入では、予算額に対して決算額が100.5%となっております、率で0.5%、金額では2,800万円予算額より多く収入しております。

一方、歳出のほうですが、歳出は予算額に対して決算額が98.1%となっております。率で1.9%、金額では1億800万円の不用額が出ております。この不用額の中には、経費削減の効果も含まれております。

そして、最終的に決算の結果として、実質収支で1億3,600万円の黒字で23年度は終わっております。

通常、決算の結果で赤字とか黒字というのはこの実質収支の額で言うんですが、実質収支は絶対に赤字にしないというのが財政運営の基本とされております。黒字で当たり前と言ってしまうとそれまでなんですけれども、今年度も、23年度も引き続いて黒字を確保したというのは、財政運営の健全性から見地からすると評価できると考えます。

2点目、特別会計についてですが、基山町の三つの特別会計のうち、23年度財政運営で特に大変だったのが国民健康保険特別会計でして、国民健康保険の保険給付費が前年より2億6,000万円、率にして前年より21.8%も増加いたしました。これにつきましては、期中に、健康福祉課長を中心にいろんな対策を打っていただきました。町長、議長にも動いていただきました。その対策実施の効果は金額では把握できていないんですけれども、最終的には、国民健康保険の歳出の決算額は93.6%ということで23年度は終わっております。24年度の保険税の値上げもしなくて済んでいるということです。

全国的にこの国民健康保険は大変な状態だったみたいですが、隣の市でも大幅な赤字が続いておりまして、24年度保険税を値上げてしている模様です。25年度、26年度もまた値上げするということらしいです。基山町はよく頑張ったなという感じがします。

それで、三つの特別会計の決算結果としましては、合計で実質収支で1億5,200万円の黒字となっております。ここでも財政運営の基本は確保できております。

3点目、町債残高管理についてです。

ここで言いたいのは、「基山町の財政健全化の数値目標として、この町債残高の目標値を設定することを提案します」ということです。

先ほど町長のほうから報告がありました財政健全化判断比率というのを毎月出して報告し

ているんですが、これを算出するのに約50ページぐらい細かい数字がずっと計算されて、この比率が出るんですけども、基山町の場合、ポイントはやはり町債残高と言えらと思います。

先日の新聞で、たしか9月4日だったと思うんですが、アメリカの自治体の破綻が相次ぐという記事が載っていました。三つの市で過剰債務で破綻したと、今年度ではもう10件以上破綻したというそういう記事でした。やはり借金、町債残高の管理が非常に重要だなというふうに感じております。

基山町の町債残高は、ここずっと年々減っていきまして、8年前に比べて23年度は6.9億円も減っています。それに伴って町債の利子も、これは高かった9年前に比べて9,300万円も減っています。9,300万円の歳出削減というのは、これは財政健全化に大いに貢献しているということが言えらと思います。

もちろん、町債残高をとにかく減らせばよいというふうには、単純にはいかないと思います。実は、23年度は投資的経費の建設事業費、投資ですね、県の建設事業費が1億3,700万円、対前年比で27.1%減っているんですね。要は、23年度は投資を減らして借金も減らしたという、そういう結果になっていると思います。

やはり今後、基山町を魅力的な町にするためには、投資も必要と思います。将来必要な大きな事業をやるには、町債を起こすというのは、これはまっとうな財政運営と考えます。

4点目、歳入増対策です。

基山町の23年度の歳入の現状を見てみますと、地方交付税が前年より1億300万円増加しております。この地方交付税というのは、基山町の町税が減少したために国が補填してくれたものなんですね。23年度は1億300万円国が補填をふやしてくれたということなんですが、それでも歳入の合計では前年に比べて2億300万円も減少しています。これが基山町の現状です。

財政の豊かさの一つの指標であります歳入が大きく減少しているというのは、私は大きな問題だと考えます。

今、地域主権ということが言われています。今後、この地域主権改革というのが進んでいくと思われま。地域主権改革が進んできますと、地域のことは国に頼らず地域みずからが経営していくんだと、地域に必要な金は自分で稼いでいこうということに大きく方向転換していくと思われま。

基山町でも、この歳入減に対しましては強い問題意識を持っていただいて、各課ごとに目標値、期限を決めて、歳入増対策に取り組んでいただきたいなというふうに考えています。

もう町としてはやれることはやっているよと言われるかもしれないんですが、まだまだやれることはあると思います。やらなければいけないと思います。

例えば、地方税の王様と言われてます固定資産税、基山町でも12億の収入があっっているんですが、これの増対策、これも長期対策にはなってくると思うんですけども、やっていかなければならないことだと思います。

町税も、基山町は徴収率が高いんです。高いんですが、それでも滞納が6,000万円もあります。これも徴収強化が必要だと思います。

それから、経済効果が上がる基山のブランド商品を育てるとか、町所有の土地、建物の活用を考えて歳入増につなげるとか、新エネルギーの検討とか、とにかく知恵を絞って歳入増を図っていただきたいと思います。

それから、5点目、業務改善の取り組みについてですが、ここで言いたいのは「役場の仕事をよくするために、業務改善に積極的に取り組んでほしい」ということです。

基山町の現状の問題点としまして、基山町というのは規模が小さいもんですから、大都市に比べて職員数が少ない。そのために一人で多くの種類の仕事をしなければならないという現状があります。また、基山町でも、延滞金を支払わなければならないような事務処理ミスが発生しております。

これらの現状の問題点を改善するために、まず、今までの仕事の仕方を見直して、早く正確にできる仕事の仕方に改善されたマニュアル類を作成してほしいと思います。

基山町の課長クラスになりますと、30年とか30年以上役場で仕事をしてくれているわけですから、仕事の仕方、考え方のノウハウを蓄積されていると思います。そのノウハウを集約したマニュアル類を、今の担当職員の方と一緒につくってほしいと思います。長年のノウハウの入った、早く正確に仕事ができるマニュアル類は、基山町の財産になると思います。

以上です。

#### 日程第18 報告第4号

##### ○議長（後藤信八君）

次に、日程第18. 報告第4号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とします。

この際、朗読を省略し、これより報告を求めます。大串教育長。

### ○教育長（大串和人君）（登壇）

教育委員会事務事業点検及び評価報告について御説明をいたします。

教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、改正後の法律第27条により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされています。

このため、本町教育委員会では、平成23年度事務事業について点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要、活動実績並びに平成23年度基山町教育委員会の基本方針の各重点目標の評価について、取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について、事務事業の点検及び評価を別添のとおりまとめました。

また、報告書については、同法第27条第2項の規定に、「事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されています。このため、学識経験を有する3名の方に、平成23年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についての御意見をお伺いいたしました。

それでは、本報告書の内容を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明をいたしております。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから 5 ページにかけて、平成23年度の教育委員会の会議において審議した議案及びその結果と教育委員会の活動実績を記載しております。

6 ページをお願いいたします。

6 ページは、事務事業の評価の方法及び点検、評価に関する意見を伺った有識者について記載しております。

7 ページをお願いいたします。

7 ページに、主要施策の評価として、平成23年度基山町教育方針の重点目標を記載し、これに基づいて、8 ページから44ページまで、それぞれ施策の目標と取り組み状況と成果、自

己評価、課題と今後の方向性について記載しております。

今年度は、②の取り組みと成果、③自己評価、④課題と今後の方向性については、該当する項目で各学校、係ごとにそれぞれ詳しく表記をしております。

45ページをお願いいたします。

45ページから、平成23年度教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書ということで、7月26日の有識者会議において御意見をお伺いし、その意見を取りまとめた意見書を添付しております。

以上で報告第4号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

#### 日程第19 決算特別委員会の設置について

##### ○議長（後藤信八君）

次に、日程第19. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、決算特別委員会の委員の数を12名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

次に、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に、神前輔行議員、久保山義明議員、牧菌綾子議員、木村照夫議員、河野保久議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員、大山勝代議員、片山一儀議員、品川義則議員、林博文議員、松石信男議員を指名します。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後1時50分 散会～